

Let's have a break!

国際特別委員会

移転価格課税と寄附金課税

海外にある子会社などの国外関連者と取引を行う際に、取引価格の決定は他の第三者との取引を行う場合とは異なるメカニズムにより決定されることも多いと思います。

そこで「寄附金課税」や「移転価格税制」という話が、国外関連者との取引には頻繁に発生しますし、海外子会社などを有する企業の税務調査においては、国外関連者との取引については、かなりの重点を置いて調査が行われる傾向にあります。この際「寄附金課税」は海外子会社に対する「贈与の意思」があったと認められる場合に適用され、実質的に贈与又は無償の供与と認められる金額が寄附金の額として認識されます。

一方「移転価格税制」では「贈与の意思」が無くても、取引価格が独立した他の第三者との間での取引であれば適用されるであろう「独立企業間価格」と異なり、その取引価格を使用することにより所得が海外に移転する場合に、その差額を課税の対象とします。

しかし独立企業間価格を算定することは技術的にもなかなか難しく、そのため税法上は国外関連者との取引を行う企業には、その取引金額を決定する根拠に至った理由を示すローカルファイルの作成を求めており、ローカルファイルの内容が納得出来る内容であり、またそこに記載された独立

企業価格で取引が行われている場合には、移転価格税制上は問題が無い取引として取り扱うこととなります。

しかし実際に国外関連者との取引を行う企業においても、ローカルファイルの作成を行っていないケースが非常に多く、そうすると税務当局は独立企業間価格を推定することが出来ます。

ところが移転価格税制により企業に課税するには、他国との相互協議を通じて両国が納得出来る独立企業間価格を決めていくこととなりますので、時間も費用もかかりますし、最悪の場合には両国の間で合意が得られない場合もあります。

寄附金課税を指摘されることが多い傾向があることについては、課税側において他国の協議も不要であることが背景にあるのではと推測しています。

クライアントを守る立場の税理士として、移転価格税制の知識が無いばかりに、本来は移転価格で処理すべき問題に対し、寄附金課税で処理されるといったリスクは回避しなければなりません。

中小企業においても、海外に拠点を作ることが一般的になった昨今、移転価格税制についての理解がますます必要になって来ていると思います。

(原 高明)